

第6回教育委員会会議

1 日時 令和2年5月29日 火曜日 午後2時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市教育センター 講堂

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
花月 良祐	学校適正配置担当課長
松野 倫子	学校適正配置担当課長
渡瀬 剛行	指導部長
寺本 圭一	高等学校教育担当課長
福山 英利	首席指導主事
弘元 介	初等・中学校教育担当課長
三嶋 賢慶	保健体育担当課長
藤巻 幸嗣	教務部長

本 教宏 教職員人事担当課長
松井 良浩 教職員服務・監察担当課長
忍 康彦 学校環境整備担当部長
大多 一史 生涯学習担当課長
川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第21号	職員の人事について
議案第44号	令和3年度使用教科用図書採択について
議案第45号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案
議案第46号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について
議案第47号	大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則案
議案第48号	審査請求に対する裁決案について
議案第49号	審査請求に対する裁決案について
議案第50号	職員の人事について
議案第51号	職員の人事について
議案第52号	職員の人事について
議案第53号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について
報告第23号	新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について
報告第24号	市会提出予定案件（その16）

報告第25号	大阪市社会教育委員の委嘱について
報告第26号	令和3年度校長公募について
報告第27号	職員の人事について
報告第28号	職員の人事について
報告第29号	令和元年度争訟事務の委任に係る報告について
協議第11号	令和元年度局運営方針振り返りの報告及び教育行政点検評価報告書の作成について

なお、議案第50号及び第53号、報告第29号、協議題第11号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第21号、第51号及び第52号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第23号「新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校の再開について、学校・園の臨時休業は2月29日から断続的に実施してきたが、政府の緊急事態宣言が大阪において5月21日に解除されたことを受け、臨時休業措置を5月31日で終了し、6月1日から学校・園を再開する。最初の2週間は学級の分割による登校を実施し、その後、6月15日以降は通常の学校運営を行う予定としている。給食については、分割登校期間中も実施していく。

学校再開後は、1つの学級を2つに分割するなどし、1教室当たり人数を20人程度とする。学級を午前の部と午後の部に分け、感染拡大防止対策のため、休み時間ごとの手洗いや換気に十分な時間を確保した上で授業を行うよう、各校に周知している。

小学校の6月1日から12日までの分散登校の授業の校時表について、学級をA班とB班に分けて、A班が午前の部、B班が午後の部に登校します。午前の部、A班の児童・生徒は、登校したら検温や手洗いをし、朝の会で健康観察表のチェックをする。休み時間は20分程度と長めに取り、手洗いや換気に十分な時間を確保する。午前の分は、授業終了後に給食の時間を設定し、給食を食べた後、下校となる。午後の部、B班の児童・生徒は、午後

に登校し、検温や健康観察表のチェックの後、給食を食べてから授業を行う。

中学校の6月1日から12日までの分散登校の授業の校時表について、流れは小学校と同じであるが、中学校は午前3時限、午後3時限の授業行うこととしている。また、給食については、小学校は通常の給食であるが、品数を減じ、パンと牛乳と副食1品としている。中学校の給食は、現状自校調理となっていない学校が大半のため、パンと牛乳のみとし、可能であれば追加を行う。

6月15日の月曜日からは、通常の授業を感染症拡大防止に最大限努めながら行う予定である。引き続き、分散登下の期間中は、児童・生徒等の居場所の確保の取組を行っていく。なお、学校再開後は、子どもの人数によっては、1教室当たりの人数が増加する可能性があるため、特別教室等を活用する。部活動は、通常授業の開始に合わせて再開するが、当面は校内活動のみとし、身体接触を避けた練習等を実施する。

授業時数の確保について、長期休業期間の短縮については、夏休みは8月8日から24日と18日の短縮、冬休みは12月26日から1月6日と2日間短縮する予定で考えている。併せて、土曜授業の実施により、授業時数の確保を行っていく。

各校種の最終学年となる小学校6年生、中学校3年生については、さらに学校行事の精選や指導計画の工夫が必要となる。その他の学年につきましては、次年度を含めた2か年での指導計画を各校において作成することになるが、事務局からもひな形を示すなどの支援を行っていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 1つ目に、生徒の学力到達度をしっかりと把握して、授業のほうに反映できるようにしてほしいと思います。長期の休業になっておりますので、生徒自身の学力が想像以上に落ちている可能性がありますし、担任が日々生徒に直接関わっていないので、学力到達度をしっかり押さえたうえで、6月の授業に入っていく必要があると思います。

2つ目に、府と同じ流れで教室の人数を20人程度とすることについて、この場合の指導なのですが、コマ数が増えることも当然あり得ますし、感染対策を行ううえで、「チーム学校」で動くことも頻繁にあると思います。この場合、教員の負担は想定以上なので配慮をお願いしたいと思います。

3つ目は、フェイスシールドの使用について、かなり蒸れます。更にマスクをしてフェ

イスシールドをつけるとなると、熱中症になりそうなほど暑いですので、その対策についても検討をお願いします。

【渡瀬指導部長】 学習到達度の件でございますが、これまでの臨時休業の通知の中にも、家庭学習の状況を把握しておいて、新たに指導計画を立てていくということが必要になりますということは附帯で入れておりますが、今回の再開にあたり各学校には改めて指示してまいりたいと思います。

あと2分割も、特に小学校は担任の先生が中心になった指導になりますので、教員にとっては負担が増しております。教員の仕事の割り振りをするなどの工夫を、各学校にお願いしているところでございます。

フェイスシールドにつきましては、教室内の担任、教員につきましては、基本的には着用するという、あくまでも基本的にということで、ご指摘の点については、十分我々も理解しておりますので、その辺りは臨機応変に、また熱中症のことも心配ですので、マスクと同時に使うということについて、非常に熱中症についても心配されますので着用の仕方等については、通知文や、マニュアルを参考に工夫していただくということになっております。

【異委員】 子どもたち、生徒・児童は、ほんとうに6月1日から待ち望んでいた登校だと思っております。感染拡大防止に備えて、学校側もほんとうにいろいろとやっていただいております。ありがたいなというふうに思っております。

別紙1の小中学校のスケジュールについて、これは各学校の実情に合わせて柔軟に動かすという理解でいいのですかね。規模が異なるなどいろいろな問題があると思いますが。

【渡瀬指導部長】 これはあくまでも例でございます。各学校の実態に応じて工夫して、給食の時間等を動かすのは難しいのですが、各学校の実態に合わせたものをつくって実施してほしいということで、周知をさせていただいております。

【異委員】 ありがとうございます。もう1点質問なのですが、今後、万が一どこかの学校の児童・生徒に感染者が出た場合は、どのような対応になるのですか。

【渡瀬指導部長】 感染者が出た場合は、一旦はその学校を閉じます。消毒して、濃厚接触者の確認を経てから、当該の学級は臨時休業に入るという形になります。また感染の状況等を踏まえて、ほかのクラスにも影響があれば、そのクラスも2週間の臨時休業に入ることになっております。

【異委員】　　そういう場合は、夏休みの期間をもう少し短縮するというような措置になるということですか。

【渡瀬指導部長】　　土曜授業のほうを授業時数の確保に充てておりますが、全部の土曜日を今の段階では充てておりませんので、まずは土曜授業で補ってもらうことになります。1回の臨時休業でしたら対応できるように、一応の余裕は持っております。

【異委員】　　現在、年間の土曜日授業は3回ぐらいですよ。その土曜授業で調整をするということですね。あと、部活動は6月15日の通常授業のときから開始するという事なのですが、アンケート調査を見たところ、保護者が心配していることについて、学習面への心配が3番目にありましたが、一番心配されていることが、子どもたちの運動不足となっています。自粛期間、ほんとうによく我慢して友達とも会わずに、自宅のほうにずっといたと思いますので、子どもたちの体力もかなり落ちているかと思います。クラブを再開しても、運動時間や内容については段階を踏み徐々に行っていくほうがいいと思います。また、アンケートの第2位が、心理的なストレスとなっていました。友達に会えなかったり、ずっと自粛で我慢している分、目に見えない心理的なストレスがあると思いますので、学習と運動不足と併せて考慮していただきたいと思います。

【渡瀬指導部長】　　部活動や体育の授業についても、過度な負担にならないように、様子を見ながら段階的に時間や量を増やしていくということも通知、マニュアルのほうにも載せさせていただいております。

2つ目の心のケアの部分ですけれども、臨時休業中から、スクールカウンセラーの先生等に協力いただき、生活指導のほうでチェックリストや、アンケートをつくりまして各校に配布し、それをもとに教育相談を行っていただくなど、子どもたちの実態把握に努めることについては各校に通知させていただいております。

【異委員】　　ありがとうございます。運動不足で急に運動するとけがのリスクも高くなりますので、よろしくお願いします。

【森末委員】　　2点ありまして、まず1点目は給食の関係です。

小学校の給食については、通常の給食とするけど、品数を減じて実施する場合もあると。中学校の場合は、パン・牛乳が原則で、できれば追加を行う、こういうことですね。小学校の給食について、品数を減じているという場合がなぜあるのかがよく分からなくて、できるだけ給食はバランスの取れたものにしてあげないと、自宅にいるときにパンやカップラ

一メンだけで栄養をしっかりと採れていない子もいるでしょうし。そこはやっぱり大事にしたいなと思っているので、なぜ減ずる場合があるのか教えていただきたいのと、中学校は、現状自校調理となっていない学校が大半であるのに何で給食はパン、牛乳しかないのかということについて教えてください。

それからもう1点、先ほどの土曜授業実施ですけど、土曜授業を実施する日が決まっているのか決まっていないのか、あるいはどういうふうな基準で考えるのか、ちょっと教えてください。お願いします。

【三嶋保健体育担当課長】 小学校の給食について、通常、全ての給食を提供することも可能ですが、感染症予防ということも考慮いたしまして、配分時間を短くすること、それから喫食時間を短くするということで、感染症予防に対応しているということになります。特に小学校1年生ですと、今回初めての給食ということになりますので、準備、それから喫食と、最終的に感染リスクが高い給食の時間が長くなってしまっておそれがありますので、品数を減じて提供させていただくという形を取っております。

中学校の給食につきましては、親子給食で主に小学校で調理したものを中学校に配送しているのですが、給食につきましては、調理後2時間以内に喫食をするという決まりがございます。午前、午後の2つに分割して校時を組んだ場合に、午後に授業を受ける生徒には、2時間以内でおかずが提供できないというような物理的な事情がございまして、調理を伴わないパンと牛乳のみとなりますが、チーズやゼリーなど調理を伴わない個包装のものを追加することを検討しております。

【渡瀬指導部長】 土曜授業につきましては、学校が年間行事計画の中で、3回の日程を組んでいくこととなります。あと残りの土曜日をカウントしますと、30回以上の土曜日がございますので、その中で土曜授業を各学校のほうで工夫して実施してもらおうということになります。

【森末委員】 土曜授業のことは分かりましたが、給食については品数を減ずることで給食時間を減らして、感染リスクを減らしていくということなのですか。ただ、給食を出すということ自体、感染リスクが多少はあるということなのでしょうけど、そこは何か工夫して、できるだけ品数を減じないような形にしていきたいと思っています。

中学校のほうも、親子関係でなかなか物理的に難しいというのは分かりますけど、できるだけバランスの取れたものを出していただきたいなと、そこは何とか工夫していただき

たいなと思っています。

議案第44号「令和3年度使用教科用図書の採択について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

小学校における採択について、文部科学省通知に、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないため、昨年度に採択していただきました教科書を引き続き採択することとする。

中学校における採択について、今年度は、全ての教科書について、新たに採択する必要があり、昨年度の小学校同様、4採択地区による採択となる。

高校の採択については、中学校採択の説明後にさせていただく。

中学校採択の手順及びスケジュールについて、昨今の新型コロナウイルス感染症に関わり、学校再開の時期とこれから始まる採択事務が重なることを踏まえ、学校調査会や専門調査会における調査研究時間を、従前の採択よりも長めに設定したいと考えている。今年度は選定委員会からの答申を8月上旬として、採択を8月下旬としたい。

選定委員会に採択地区ごとの地区部会を設置し、教育委員会からの諮問に対して、地区部会ごとに審議した結果を答申する仕組みに変更する。あわせて、今年度からの教育委員会事務局の4ブロック化を踏まえ、ニア・イズ・ベターの観点を、より意識した採択事務へとシフトを行う。具体的には、採択地区ごとの各調査結果の集約や、答申資料の取りまとめ事務を、指導部の各教育ブロックが担当することとし、採択地区ごとの実情を踏まえ、より現場の意見に即した採択の実現に向け、効果的な選定審議ができるようにしてまいる。

昨年度に設置した地区調査会を廃止し、選定委員会の地区部会のもとに各地区の専門委員会及び学校調査会を設置し、その調査結果の報告を受けて、地区部会の中で答申資料の作成に向けた審議を行うこととする。

本市にある2校の中高一貫の中学校は、義務教育諸学校の教育用図書の無償措置に関する法律の第13条第3項に、高等学校における教育と一貫した教育を施す学校においては、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うものとするところから、それぞれが立地する区を含む採択地区の地区部会にて審議することとし、4採択地区とは別に採択を行う。

選定委員の構成については、採択地区ごとの独自性を反映させる目的も加味し、保護者、学校協議会委員、学識経験者、校長、区担当教育次長を含めた事務局職員を地区部会ごと

に選定委員として委嘱する。また、選定委員会を代表し、会務を総理する選定委員長職を設置することとし、各地区部会には地区部会長職を設置する。この選定委員長には、各地区部会にて審議、決議された結果を、地区部会長から報告させることとし、連絡会を実施するなど、緊密な連携を図っていく。

なお、調査の観点については、全委員出席による選定委員会で決定後、各地区部会にて採択地区ごとの実情や課題を踏まえた重点化を行い、専門委員会や学校調査会において、それを踏まえて調査研究を行わせることとする。

本年度も教科書展示会を開催し、市民や保護者、学校協議会委員からアンケートにてご意見やご感想を頂く。アンケートについては、本年度の採択においても参考の資料とするが、教科書採択における公正確保を徹底し、アンケートが決め手となるといった誤解を招くようなことのないように取扱う。

高等学校の教科用図書の採択について、採択の手續については、昨年度と同様となる。市立高校における教科用図書の採択については、義務教育諸学校とは異なり、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき、各校に教科用図書選定調査会を設置する。各校の選定調査会が教科用図書の調査及び研究を行ったうえで、教育委員会に意見を答申し、教育委員会において採択する流れとなる。

事務局といたしましても、文部科学省や大阪府教育委員会からの通知を踏まえ、令和3年度使用教科用図書採択が、より一層適正かつ公正に実施できますよう努めてまいります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第45号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年度の令和2年度使用教科用図書の採択においては、より学校現場の実情に応じた教科書採択を進めること等を理由とし、4採択地区に分けて選定を行った。そのため、採択地区ごとに、より専門的な調査研究を推進するとともに、効率的な意見集約を図ることを目的として、地区調査会等を設置し、選定をした。

令和3年度使用教科用図書の採択を行うにあたり、教育委員会の4ブロック化の趣旨を

踏まえ、採択地区の実情に適した、よりよい教科書採択を実現させるため、地区調査会を廃止したうえで、採択地区ごとに、より集中的に答申案を審議決定できる地区部会を新たに設置するため、規則の一部を改正する。

改正内容について、第2条、委員を20人以内から30人以内に改める。また、第4条、委員長は教育委員会が指名することとし、副委員長を廃止する。第5条、採択地区ごとに地区部会を置き、委員長を除く委員は、教育委員会が指定する地区部会に所属する。また、地区部会長は、審議結果を委員長に報告することとする。第6条を改め第8条、地区調査会を廃止し、地区部会のもとに専門調査会と学校調査会を置く。同じく第8条3項にて、調査の結果、当該調査会が属する地区部会に報告する。施行期日については、公布の日から施行し、令和2年5月29日から適用する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第46号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会等への諮問について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学校の諮問について、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会において、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づいて調査研究を行うとともに、ICT機器を活用した学習活動など、新しい授業様式も考慮し、各教科用図書の特に優れている点や特に工夫、配慮を要する点を明確にし、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの採択地区等にふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めることとする。新しい授業様式とは、学習者用端末など、情報機器を適切に活用した学習活動や、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、オンライン学習の必要性が顕在化してきたことに伴い、これまでにない学習形態の必要性を示しており、新しい要素として考慮すべきこととして記載している。選定委員会では、この諮問内容に基づき、留意事項を踏まえたうえで、調査の観点を定め、調査研究を行い、教科用図書ごとに特に優れている点や特に工夫、配慮を要する点を明確にすることに加え、これまでの改善点や、考慮した点を十分に踏襲して、答申資料を作成することとする。

高等学校の諮問について、各校に設置される選定調査会は、教育委員会が内容に着目して、最も適した教科用図書が採択できるよう諮問を受け、当該学校の教育課程や生徒の状況を踏まえ、各教科用図書の調査委員会を行ったうえで、各科目の教科書を選定し、選定の際、重視した観点を答申に記載するものとする。なお、調査研究における観点につきましては、内容、学習等に関する観点と、学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点を示している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第47号「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則案」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の中で、学級数、児童数に応じた適正化対象校の区分を定めたが、現状での学年、単学級であれば、今後、7学級以上11学級になることが見込まれる学校を、いずれにも区分できないことが判明したことから、今回、規則の一部を改正する。改正内容について、第3条第6号中、「7学級以上11学級以下であり、今後とも」としていたところを、単に「今後」に改めまして、現状単学級である学校も、この区分に含めるようにする。施行日については、公布の日からと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第48号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成29年4月22日付で、2017年度小学校道徳教科書採択に関する資料に関する公開請求と、平成29年4月29日付教育委員協議会の議事録、議論の概要と配付資料に関する公開請求があった。これに対して、教育委員会事務局は、平成29年5月8日付と平成29年5月15日付で部分公開の決定を行った。また、それぞれ公開しないこととした理由は、大阪市情報公開条例第7条第4号及び第5号に該当することと、同じく第7条第5号に該当する情報であるためであった。請求者は、これらの部分公開決定を受けて、教育委員会に対し、平

成29年5月21日付で、審査請求を行った。第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行ったところ、令和2年3月30日付で、平成29年5月8日付部分公開決定で公開しないこととしたもののうち、別表1に上げる部分を、また平成29年5月15日付部分公開決定で公開しないこととした部分のうち、別表2及び別表3に上げる部分を公開すべきであるとの答申を受けた。本件は、その答申の内容を踏まえ、審査庁として教育委員会が請求者に対し採決を行うものである。

なお、教育委員協議会とは、当時教育委員会がその処理すべき事務について調査研究等をする場合に、原則公開とされている教育委員会会議とは別に開催していたもので、委員の調査研究を主目的としており、非公開で開催し、会議資料も公開していなかった。また、教科書採択に関する教育委員会会議は原則公開で、特に一般の関心も高く、円滑な議事進行と充実した議論が強く求められたことから、教育委員協議会において、事前の調査研究や率直な意見交換、準備を行っていた。

第2次審査会の結論に、別表1、別表2及び別表3に上げる部分を公開すべきとされている。別表1については、各図書採択に係る根拠法令に基づく一般的な方針は、誤解や臆測に基づき、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは言えず、条例第7条第4号には該当しないとされ、また、教科書採択に係る実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性は認められないことから、条例第7条第5号にも該当しないといった趣旨が記載されている。別表2につきましては、条例第7条第5号該当性について記載されており、別表3については条例第7条第5号の該当性について記載されている。別表2、別表3のいずれについても、教育委員会協議会における協議内容をもとに、公開で行われる教育委員会会議にて、想定される各委員の意見、まとめ、採決の内容、発言例等のうち、教育委員会会議で現に発言された議事録として、既に公開されているものであり、その内容を公開することにより、委員個人への抗議などの影響が生じるとは言えないことから、条例第7条第5号に該当しないとされた。

今回、情報公開審査会の答申を受け、主文のとおり、本件各審査請求に係る処分において非公開とした部分のうち、別表1、別表2及び別表3に上げる部分について非公開決定を取り消す。その4の部分については、本件各審査請求を棄却するとの採決をいただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第49号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件事案の概要について、平成30年4月13日付で、請求人より、大阪市人事監査委員会教職員分限懲戒部会の平成28年度第17回（2017年2月14日開催）及び平成29年度第1回（2017年4月17日開催）の議事録に関して公開請求があった。これに対して、平成30年4月24日付で、教育委員会は、懲戒処分の対象となった教職員の所属、人事監察委員の意見、処分の事由、処分内容、量刑の考え方、その他処分内容を類推し得る情報について公開しないこととし、部分公開の決定を行った。

公開しないこととした理由は、個人に関する情報で、当該情報そのものにより、特定の個人が識別されるものであることから、大阪市情報公開条例第7条第1号に該当すること、人事監察事務において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、大阪市情報公開条例第7条第5号に該当するといったことである。

この部分公開の決定に対して、平成30年5月7日付で、審査請求があり、大阪市情報公開審査会の諮問を行なったところ、令和2年3月30日付で、部分公開決定は妥当であるとの答申を受けた。

本件非公開条項の公開条例第7条第5号の該当性について、人事監察委員の意見を公開することにより、人事監察委員に対する苦情や批判が寄せられることが容易に想定され、人事監察委員がそれらの苦情や批判を恐れ、部会において率直かつ自由に意見を述べることを躊躇し、さらには部会の判断にも影響を及ぼすことから、公正な懲戒処分がなされなくなる相当の蓋然性があると認められるとされている。また、処分案等は、これらを公開することにより、非違行為に係る実施機関が行う評価の着眼点及び手法が、非違行為を行った教職員に知られる可能性があり、今後同種の事案において、自己に不利益な評価を受けることを免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねないとされている。以上、情報公開審査会の答申を受け、本件審査請求を棄却するとの裁決を頂きたく存じます。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 大阪府の人事監察委員会の教職員分限調査部会の場合は、委員の氏名は公表されていないけれども、議事の内容は公表されていると、こういうことですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 はい。委員の名前が非公開とされていますので、内容についても問題ないという考えを持たれており、誰が何を言ったかどうかは分からないことにはなります。

【森末委員】 例えば、A、B、C、D、Eという委員の符号をつけて、Aがこう発言したというような、そういった形で公開しているというイメージでいいですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 もっと省略されているとは聞いております。

【森末委員】 府と市とで一緒にする必要はないのですが、こういう考え方もあるのかなということがあります。ただ、府のやり方をすると、本市の場合、具体的な評価方法や、着眼点が分かれば、今後、具体的な対応を講ずる手段を与えてしまうので望ましくないという話ですね。府のほうでA、B、Cとしたとしても、そういった議論が公開されていると、ここについては否定的というか、分かってしまうということがありますよね。

【松井教職員服務・監察担当課長】 その点につきましては、大阪府のほうは、最終的に部会の意見として、処分量定において懲戒免職が相当であるといった単純なことしかうたっておりませんので、その経過などの意見というのは全く掲載されていないと聞いております。

【森末委員】 では、根本的に議事録の作り方が違うのですね。

【松井教職員服務・監察担当課長】 はい。

【森末委員】 分かりました。ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第24号「市会提出予定案件（その16）」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、速やかに市会上程の手続を行う必要があったことから、教育長による急施専決を行い、本日ご報告させていただくものである。

歳入において、34億8,763万9,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、460億498万4,000円となる。歳出では、人件費、物件費を合わせ、96億1,227万4,000円の増額を計

上しており、補正後の予算総額は、2,247億444万5,000円となる。

学校教育ICT活用事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えて、家庭での学習支援等による児童・生徒の教育機会の確保のため、令和5年度までに整備予定であった学習者用端末の1人1台環境の整備を前倒しし、令和2年度中に整備することや、遠隔学習に必要となる通信装置、就学援助世帯のうち、Wi-Fi環境が整っていない世帯に対して通信費を本市が負担し、貸与するモバイルルーターなどを整備するため、総じて96億1,127万4,000円を増額する。

SNSの活用による児童・生徒相談体制の拡充では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校休業期間中に、様々な不安や悩みを持つ子どもの支援を図る必要があることから、SNSを活用した相談窓口を拡充して開設するために、100万円を増額した。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 松井市長が、記者会見等でこの件について、子どもたちの学習環境をできるだけ整備していくために、オンライン環境を整備していくとおっしゃっておられます。趣旨選別でなされたというのも関係していると思いますけれども、このことは、非常に今後重要な意味を持ってくと捉えています。私ども、学校の教員になる学生を育成しておりますけれども、ご存じのようにコロナウイルス問題で教育ができなくなったという状況下で、学生にどういう学習を保障していくのだというようなことが迫られています。そうした中で、将来に向かって学生の学習環境を保障しようとするような動きも出てきていて、東京大学なんかはやっぱり優れた対応をしてきたと感じます。

ここで申し上げたいのは、将来の学校教育を行っていくは学校の教員で、教員をどういうふうに育成していくのかということは、非常に重要な問題になっていて、コロナウイルスは1つのきっかけですけれども、オンラインをどういうふうに活用していくのかということは、非常に重要な課題にもなっています。

国立大学の学長が集まって、オンラインで会議したりもしていますし、NIIという国立情報学研究所がシンポジウムを繰り返してやってきていて、Zoomであるとか、Moodleといったシステムを使って授業をやっていきますけれども、今やっている教育の大部分はオンデマンドといって、教員が作った教育資料に学生がアクセスして、その資料を見ながら課題を解決していくというような、2次的な教育になっています。そういう、Zoom、Moodleなどを

使って対面式の講義ができるようになってはいますが、セキュリティーの面で問題があるというようなことが一部明らかになってきているものですから、今、様々な試みがされているところでは。

大学なんかでは、今の段階はまだデバイスを準備するという段階ですけども、これにいち早く対応して、子どもたちの学習環境を保障していく。大学の中にはBYOBといって自分のデバイスを持ってきて、授業をするというようなこともやっています。こういう面の格差が学校現場であと2年、3年の間に出てくると思います。これらは日本の教育全体の将来に関わる非常に重要な問題だと思っていますので、そういう観点で今回市長がこういう大型の補正予算を組まれて、子どもたちの学習環境を整備しようとなさっているのは、立派なことだと思って感心していますけれども、それはある意味、手がかり、取っかかりにすぎないということで、子どもたちをどうオンラインの学習面で支えていくのか、学習相談、それから生活相談を含めてこれをどうするのかということは、重要な課題になってきていますし、日本の問題だけに留まらず、世界的に非常に大きな課題にもなっています。

90以上の外国の大学と連携を取ってやっていますけれども、ドイツのライプツィヒ大学の学部長と電話で話したときには、今申し上げているようなオンデマンド型の授業形態を準備するだけでも大変だと。だから、日本と同じことを言っているわけですよ。

日本は、国際的に同じレベルの競争になっているというふうに考えるべきだと思いますし、いずれそういう競争というのは、初等教育にも跳ね返ってくる。そういう観点で、ソフト面、使い方の面でもぜひ積極的に取り組んでいっていただけるように期待しております。

【大竹委員】　　これまで家庭での学習支援について、通信環境の整備というのはできるだけ早くとお願いをしてきて、結果的にコロナへの対応ということで整備が前倒しになったということではあるのですが、これはこれで非常に結構なことだと思います。

問題は、こういったものを使うところの学力ですね。ある程度のレベルの人は、自分の習熟度に合わせて、こういった環境をどんどん使って、さらにステップアップしていくと思います。これをうまく使いこなすことができない方にとっては、通信環境が整ったがゆえに、更に学力の差が開くのではないかという懸念も一方ではあるので、特にオンライン学習を行う場合は、うまく使いこなせない生徒・児童に対して、しっかりフォローアップすることを考えていく必要があると思います。

【巽委員】　　余計な心配かもしれませんが、今、学習者用の端末は非常にニーズがあっ

て取り合いになっているのだと思います。予算は確保できたとしても、全市の生徒・児童に対して1人1台というところの台数確保は大丈夫なのかなというふうに思いますが、この点は大丈夫ですか。

【川阪総務部長】 大丈夫だと聞いています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第25号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

大多生涯学習担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

委員の任期満了に伴い、令和2年4月28日付で4名の委員について新たに委嘱、1名の委員について再委嘱を行った。

新規委員となる4名について、岡本栄司氏の後任として、大阪市青少年指導員連絡協議会副会長の南條真弘氏を、神部純一氏の後任として、関西大学文学部教授の赤尾勝巳氏を、木戸茂氏の後任として、日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長の蒲浩志氏を、柳本真知子氏の後任として、はぐくみネットコーディネーターの吉田典子氏を委嘱した。再委嘱については、元大阪成蹊大学教育推進本部こども教育支援センター長の前田都陽子氏を再委嘱とした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第26号「令和3年度校長公募について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

校長公募は、大阪市立学校活性化条例第10条の規定に基づき平成24年度から実施し、本年度で9回目となる。募集校種、募集予定人数について、小中学校共通については60名程度、高等学校及び幼稚園については若干名としている。選考の方法について、第1次選考は書類選考及び論術試験となり、論術試験は7月18日に実施を予定している。第2次選考は9月上旬から集団討論を実施し、第3次選考は10月中旬から個人面接を実施し、最終可否は11月中旬ごろに通知する予定となる。なお、今年度より第1次選考後、合格者数等の公表の際に、論術試験問題の評価項目と評価の観点について公表することとする。また、

大阪市教職員の申込者のうち、前年度の2次選考を合格した者については、一定の能力実証がされたものとみなし、負担軽減の観点から、1次選考及び2次選考を免除することとする。

受付期間は、5月20日から6月19日までの1か月間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第27号「職員の人事について」から報告第28号「職員の人事について」までを上程。
藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

市教育センター総括指導主事、小野寺健について、4月2日付で新豊崎中学校長への異動発令を行った。

新豊崎中学校校長、樋口尚久について、教務部付としていたが、5月1日付で、指導部参事への異動発令を行った。

以上、教育長の急施専決処分を行ったことを報告する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第50号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

南港みなみ小学校教頭兼南港南中学校教頭の休職に伴い、その後任人事として、喜連北小学校首席、泊允也を昇任で充てる。発令は、6月1日付を予定している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第21号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、3月19日に開催された第4回教育委員会会議において、継続審議となった議案を改めてお諮りするものである。被処分者は、中学校主務教諭であり、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給2か月とする。

概要について、当該教諭は令和元年5月25日、顧問を務めていた同校家庭科部の調理実習において、部員らを指導した際、関係生徒2名の前で手に持っていたペットボトルを潰す威嚇行為を行った。同年7月2日、当該教諭が休暇を取得したことから、同校校長が家庭科の調理実習を代行していたところ、休暇取得中であるにもかかわらず同校を訪れ、同校調理室付近で遭遇した同僚教職員と口論となった後、調理室に入室し、生徒らの面前で校長に大声で抗議を行い、授業の円滑な進行を妨げ、校長から退出するよう指示されたにもかかわらず、これに従わなかった。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第51号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、高等学校教諭であり、地方公務員法第29条による懲戒処分として、停職1か月とする。

概要について、当該教諭は、令和元年5月31日の午前8時頃、市内の高等学校に、酒に酔った状態で訪れ、そのことを知った関係高校長が、生徒の安全を確保するため余儀なく対応することとなり、校務に支障を生じさせた。また少なくとも同年5月から複数回、自身が勤務する学校に、酒に酔った状態で出勤し、校内で睡眠するなど勤務することができなかつたため、他の教員が代わりに授業を行った。他にも同僚教員に対して、特別教室の使用に際し、強い口調で詰め寄り、職場の秩序を乱した。

【異委員】 担当している自身の授業について、停職中にできなかった部分は、この教員が行っていくのですか。

【藤巻教務部長】 期間が短い場合は補充を入れませんが、長期間になる場合は別の要員を補充します。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第52号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校教諭であり、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給三月とする。概要について、令和2年2月18日の午後5時頃、施錠のため校内を巡回していた同校教頭が、3階男子トイレ前で当該教諭と擦れ違った後、当該トイレに入ったところ、たばこの臭いを感じた。不審に思い、当該教諭に確認したところ、喫煙したことを認めた。

その後、同校校長が当該教諭に、同校敷地内における過去の喫煙について事実確認を行ったところ、いずれも3階にある男子トイレの個室において、複数回喫煙したことを認めた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第53号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立中学校の令和3年度使用教科用図書の採択にあたり、執行機関の附属機関に関する条例第1条に基づき、教科用図書選定委員会を設置し、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条、第4条第2項及び第5条第2項に基づき、次条に上げる者に教科用図書選定委員会委員を委嘱する。教科用図書選定委員の任期は、設置期間である委嘱の日から諮問に係る教科用図書が採択されるまでとする。

議案第45号における規則改正により、教育委員会が指名することとなった委員長を、水口裕輝大阪市教育センター所長とする。また、各地区部会に所属していただく委員については、保護者として市PTA協議会より1名、学校協議会委員1名、校長1名、学識経験者1名、教育委員会事務局より区担当教育次長1名、教育ブロック担当部長1名及び学校教育に専門的に知識を有する職員として、課長もしくは首席指導主事1名の計7名とし、4地区全体の28名と委員長を合わせた計29名で組織する。なお、各地区部会における地区部会長は、各地区部会内で互選となる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第29号「令和元年度訴訟事務の委任に係る報告について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

争訟事務委任規則第1条の規定により、教育長に委任された争訟に関する事務について、同規則第2条により、前年度における事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告する。

裁判と人事委員会の審査を合わせて7件のうち、終結したものが1件、新規が4件、継続しているものが2件となる。裁判所関係について、平成26年7月に市立特別支援学校の教諭であった者に対し、指導改善研修、いわゆるステップアップ研修の実施を決定したことに対する本件決定の取消しと損害賠償を求めて訴訟が提起された。地裁及び高裁では、原告の請求棄却の判決が言い渡されたが、その結果を不服とし、原告が最高裁に上告したが、上告棄却の決定がなされ、原告の敗訴が確定した。

新規の裁判所関係について、市立特別支援学校の学校事務職員4名に対し、時間外勤務命令簿に機械警備のセット時刻より後の時刻を記載するなどの不適正な記載を行ったとして、平成24年8月に懲戒処分を行ったところ、その処分の取消しと損害賠償を求めて訴訟を提起した。本件については、人事委員会に対して審査請求がなされ、本年3月末に裁決が出ている。裁決の結果は、4名中2名については、不適正な記載の中に1分の遅れが含まれており、処分が重過ぎるとの判断により、減給三月を減給一月に、減給一月を戒告に修正する一方で、残り2名については、現処分を承認する裁決であった。原告としては、処分の修正では不足、取消しを求めているところである。

次に、人事委員会関係の新規の案件について、市立小学校教諭が、罰金40万円の略式命令を受けたことから、懲戒免職の処分を行ったところ、処分を不服として審査請求をしたもの。他にも、市立中学校教諭が、平成30年2月17日から平成31年2月頃にかけて、服務規律違反に該当する行為により、減給処分三月の処分を行ったところ、処分を不服として審査請求をしたものがある。さらに、市立中学校教諭が、平成30年度の人事評価について、自らの評価が低過ぎるとして、人事評価のやり直しと、さらに上位の評価区分となった場合の給与の差額分を求めて、措置要求したものがある。人事委員会関係の継続中の事案については、大きな動きはない。

市立中学校教諭に対し、卒業式の国歌斉唱時において起立により斉唱しなかったとして懲戒処分を行ったところ、処分の取消しを求めて審査請求をしたものがある。他に、市立中学校教諭に対し、ステップアップ研修で改善が見られなかったとして、分限免職処分を行ったところ、処分の取消しを求めて審査請求したものがあるが、いずれも審査中となる。

協議題第11号「令和元年度局運営方針振り返りの報告及び教育行政点検評価報告書の作成について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和元年度については、教育振興基本計画における最重要項目である子どもが安心して成長できる安全な社会の実現、心豊かに力強く生き抜き、未来を切り開くための学力、体力の向上を合わせて、施策を実現するための仕組みの推進の3つを経営課題とし、9つの戦略、32の具体的取組を実施し、32項目中22項目で目標達成をした。

点検評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、年1回点検評価を行い、その報告書を作成し議会に提出することになっている。これに併せて、教育行政基本条例では、市長及び教育委員会は教育振興基本計画の進捗を管理するため、この報告書、この取組の結果に関する報告書を作成し、市会に提出して公表を行う。

教育委員会と教育長、教育委員は、自ら行った取組、活動の状況について点検評価を行い、この報告書の中に含めるとなっているため、各委員には取組の報告書を作成していただき、9月または10月の市会に提出する予定となっている。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
